

令和6年度名張市総合防災訓練の実施内容について

1. 目的

令和6年能登半島地震等の近年の大規模災害における教訓を生かした対応及び南海トラフ地震の発生に備えるため、巨大地震発生時における市、各地域づくり組織及び関係機関が連携した応急対策活動の推進の資とするとともに市民の防災意識の高揚及び防災諸活動の習熟を図ることを目的として、名張市総合防災訓練を実施します。

2. 日時及び会場

(1) 日時

令和6年11月16日（土）午前9時～正午

(2) 会場

市災害対策本部設置・運営訓練・・・名張市役所（なばりの未来創造部事務室等）

地域災害対策本部設置・運営訓練・・・各市民センター等

避難所開設・運営訓練・・・・・・・・各市民センター、市内小中学校等

消防本部の実施する防災訓練・・・・名張市消防本部等

3. 基本方針

(1) 実践的かつ効果的な訓練

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、巨大地震に対して警戒中のところ、南海トラフ地震が発生したと想定します。被害想定は、南海トラフ地震の理論上最大クラスの被害想定（三重県調査）とし、市民に対する意識付けや地震に伴う強い揺れの発生に対する心構えの向上を図るなど、実践的かつ効果的な訓練とします。

(2) 実践的な市災害対策本部の運営

実践的かつ実地的な訓練とするため、防災関係機関との対応の検討や受援に係る調整の場を設ける等、相互の連携強化を図る本部運営訓練を実施します。

(3) 地域の防災力を強化する訓練

地域の総合的な防災力を高めるため、市内全域において、地域づくり組織（自主防災組織）が主体となり、市民の積極的な参加を求め、小中学校、消防団等、関係機関との連携を図りながら、安否確認、避難所開設等の災害対応訓練を実施します。

また、可能な限り女性や高齢者にご参加いただき、多様な視点に立った訓練とします。

(4) 訓練結果の分析、施策への反映

訓練終了後、明らかとなった課題を分析し、今後の防災施策への反映を図ります。

4. 被害想定

(1) 訓練開始時の想定

11月14日朝、南海トラフの西側（足摺岬沖）でマグニチュード8の大規模な地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」が発表され、巨大地震に対して警戒中のところ、同月16日午前9時、三重県を含む南海トラフの東側を震源とする巨大地震が発生したと想定します。

名張市では、最大震度6強を記録し、強い揺れによる家屋の倒壊、土砂崩れや火災の発生など、巨大地震の発生に伴い想定される各種の対応を訓練します。

(2) 訓練日当日の想定

昭和56年以前に建築された建物を中心に倒壊等が起こり、自力脱出困難者や負傷者の発生、ライフラインの損傷並びに火災等が発生しており、被害の全体像は不明という状況を想定します。

(3) 地域訓練の想定

南海トラフ地震臨時情報など南海トラフ地震に対する理解を深めていただくために、地域における訓練でも、南海トラフ地震を対象とした訓練開始時の想定及び訓練当日の想定に基づき実施します。

5. 訓練内容

(1) 市災害対策本部設置・運営訓練

ア. 名張市役所における訓練

巨大地震の発生に伴い、職員の安否確認を実施するとともに、即応性を高めるため、名張市役所庁舎内において平素の施設を活用した市災害対策本部の開設及び運営に係る訓練を実施して、受援の体制を含めた災害対応の拠点としての活動について習熟を図ります。

イ. 消防本部との合同訓練

消防本部と市災害対策本部の間における被害情報の共有、相互の連携要領等について、訓練を通じて、組織的な対応能力の向上を図ります。

ウ. 通信訓練

防災行政無線を活用し、市・地域の双方の災害対策本部及び避難所等との通信訓練を行い、防災行政無線の取扱いの習熟を図ります。

また、情報収集に係る通信網の多重化を図るため、名張アマチュア無線クラブ、バイク無線隊による通信訓練を行います。

エ. 災害情報等の情報伝達訓練

災害情報等を名張市防災行政無線、名張市公式LINE、名張市ホームページ等を使用し、広く市民に対して情報伝達を行います。

(2) 市各所管における訓練

ア. 消防本部の実施する防災訓練

緊急消防援助隊の応援要請を含め、指揮本部訓練及び消防団と連携した訓練を行います。

イ. 応急給水活動訓練

市が所有する給水車と連携した応急給水活動訓練をつつじが丘地域で実施し、断水時における行動の習熟を図ります。

ウ. 被災建築物応急危険度判定訓練

三重県被災建築物応急危険度判定士による指定避難所の危険度判定訓練を実施し、大規模震災発生時における指定避難所の危険度判定のための手順の習熟を図ります。

(3) 各地域における訓練

ア. 安否確認・報告訓練

大規模災害発生時に、迅速に住民の安否を確認し、地域と行政の情報共有を円滑に行うために各地域において安否確認・報告訓練を実施します。

イ. 地域災害対策本部の設置・運営訓練

各地域づくり組織単位で、市民センター等において地域災害対策本部を設置し、地域内の安否確認情報及び災害情報の集約（情報伝達訓練）を行うとともに、地域自主防災組織（地域自主防災隊）の拠点としての災害対応訓練を実施します。

ウ. 防災行政無線取扱訓練

防災行政無線を活用し、市・地域の双方の災害対策本部及び避難所等との通信訓練を行い、防災行政無線の取扱いの習熟を図ります。

エ. 避難所の開設・運営訓練

市民センター、市内小中学校等の市指定避難所において、避難所の開設及び運営の訓練を行います。

なお、各指定避難所には避難所担当職員を派遣し、地域との連携を図ります。

オ. 小中学校と地域とが連携した訓練

地域の実施する安否の確認、避難所の開設、初期消火活動などの訓練への参画を得て、児童・生徒の防災意識を高め、地域を担う人材の育成につなげます。

6. 市民への訓練参加周知

市広報をはじめ、各地域での回覧による周知のほか、名張市ホームページ、名張市公式LINE、SNS（フェイスブック等）で事前に参加を呼び掛けます。

7. 検証

各地域での訓練の実施内容をより把握できるよう体制を強化し、検証結果を反省会等の場を活用して地域へ提供します。

また、訓練に参加した市民及び職員に対してアンケート調査を実施して、今後の防災施策への反映につなげます。

8. その他（令和6年度名張市総合防災訓練の一環として実施する主なもの）

（1）ペット同行避難訓練（5月13日に実施済みです。）

三重県獣医師会伊賀支部及び三重県動物愛護推進センターと連携して、災害時の指定避難所におけるペットの受入れのためのスペースの開設、ペット同行避難者の受入れ要領などについて訓練を実施して手順を確認するとともに、当日は各地域づくり組織の防災訓練担当者等に対して本訓練の研修を実施し、ペット同行避難者の受入れ要領の普及などを図りました。

（2）消防本部と市立病院との合同訓練（11月24日に実施予定）

消防本部と市立病院とが合同で多数の傷病者が発生した場合等における災害拠点議病院として、活動要領等についての習熟を図ります。

（3）三重県防災航空隊との訓練（11月30日に実施予定）

三重県防災航空隊と連携し、市内で孤立が想定される地域（百合が丘・赤目地域）において、防災ヘリコプターを使用した救助訓練を実施し、土砂災害等により孤立が発生した場合の対応を訓練するとともに、当該地域の住民に対して、孤立に対する備えに係る啓発を実施します。

（4）福祉避難所開設・運営訓練（令和7年1月予定）

大規模災害時、一般の避難所では生活が難しい要配慮者の病状の悪化や災害関連死を防止するため、名張市社会福祉協議会及び名張市社会福祉法人連絡会と連携し、福祉避難所の開設、要配慮者の受入れなどの福祉避難所の運営に関する訓練を実施して、福祉避難所の開設及び運営に係る手順の習熟を図ります。